

協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 22 日

香 川 県

協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱

(通則)

第1条 協定締結医療機関設備整備費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)及び香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新興感染症対応力強化事業実施要綱(令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知)に基づき、県と医療措置協定(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいう。)を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化するための設備整備に要する経費を補助することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1) 簡易陰圧装置	1) 1病床当たり 4,320,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッドの購入費	2分の2
2) 検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)	2) 1台当たり 9,350,000円		
3) 簡易ベッド	3) 1台当たり 51,400円		
1) 検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)	1) 1台当たり 9,350,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器(PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)の購入費	2分の2
2) 簡易ベッド	2) 1台当たり 51,400円		
3) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	3) 1施設当たり 905,000円		

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(ただし、軽微な変更を除く)を要する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を要する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、第 5 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 5 月 31 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）で

あつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) 契約しようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示し、なるべく3者以上から見積書を提出させなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりやむを得ない場合は、この限りではない。

(11) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5条に定める申請手続に従い、毎年度1月10日までにを行うものとする。

(交付請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第3号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、第4号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第4条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命

じるものとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第7条、第10条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。

第 1 号様式

年度協定締結医療機関設備整備費補助金調書

年度 香川県健康福祉部所管		(補助事業者名)								
		補 助 事 業 者								備 考
歳出予算科目	交付決定の額	歳 入			歳 出					
		科 目	予算現額	収納済額	科 目	予算現額	うち県費補助金相当額	支出済額	うち県補助金相当額	
	円		円	円		円	円	円	円	

1. 「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
2. 「補助事業者」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳入にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算現額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

香 川 県 知 事 殿

補助事業者

年度協定締結医療機関設備整備費補助金
の交付申請書

標記について、次のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請する。

1. 補助申請額 金 円
2. 経費所要額調 (別紙1)
3. 事業計画書 (別紙2)
4. 添付書類
 - (1) 見積書の写し ……(1)・(2)については事業計画書
 - (2) 機器の概要 (カタログ等) 提出時点より変更がなければ再提出の必要なし
 - (3) 当該事業にかかる歳入歳出予算書の抄本
 - (4) 香川県の県税 (個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。) に滞納がない旨の証明書

※ 上記(4)は、開設者が地方公共団体である医療機関を除く。

請 求 書

(アラビア数字で記載し、頭書に〒の記号を付し、訂正しないでください)

金 額										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ただし、年度協定締結医療機関設備整備費補助金
内訳

金 千円
年 月 日

上記の金額を請求します。

香川県知事 殿

			—				
--	--	--	---	--	--	--	--

住所
債権者 (フリガナ)
氏名

[]

(法人にあっては、その名称及び代表者の職氏名)

※請求者の押印（個人印又は法人代表者印）がない場合、メール・FAX で送付の場合は下記の記載が必要です。

責任者(所属・役職 氏名)
担当者(所属・役職 氏名)
連 絡 先

支払 方法	口座 振替払 ☐				銀行					本店 支店 出張所	現金払 ☐	印 影 届
		預金 種目	普通 ☐	当座 ☐	その他 ☐	口座 番号						
		(フリガナ) 口座名義										

- 希望する支払の方法の□の箇所に☑印を付してください。
- 口座振替払いは、貯金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。
なお、預金種目欄にあっては、該当する預金種目の□箇所に☑印を付してください。
- 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限について委任状を添付してください。
- 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあっては、代理受領者の印）を押してください。
- 請求金額の内訳書は、請求印をもって本書と割印、もしくはページ番号割り当ての上、添付してください。

香 川 県 知 事 殿

補助事業者

年度協定締結医療機関設備整備費補助金
の事業実績報告書

年度協定締結医療機関設備整備費補助金にかかる事業の実績について、次の書類を添付して報告する。

1. 補助精算額 金 円
2. 経費所要額精算書 (別紙1)
3. 事業実績報告書 (別紙2)
4. 添付書類
 - (1) 当該事業にかかる歳入歳出決算書(見込)の抄本
 - (2) 補助事業完了後の設備の写真
 - (3) 納品書の写し

香 川 県 知 事 殿

補助事業者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった協定締結医療機関設備整備費補助金について、協定締結医療機関設備整備費補助金交付要綱第4条（9）により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 香川県補助金等交付規則（平成15年3月25日規則第28号）第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。